

菊池川改修事業 再評価 に関する説明資料

平成23年5月9日

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所

菊池川改修事業 再評価

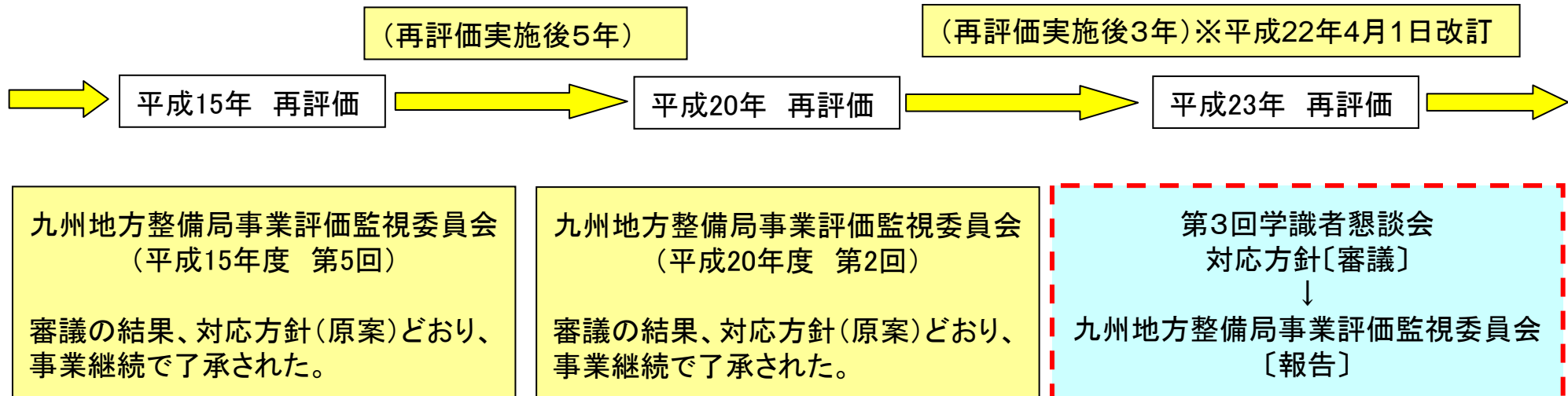
国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(抜粋)

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続性に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

(4)河川事業、ダム事業については、**河川法に基づき、学識者経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。**また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画策定・変更の手続きの実施主体は地方支分局等又は地方公共団体とする。



■再評価対象事業

1. 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間)が経過した時点で未着工の事業
2. 事業採択後長期間(5年間)経過した時点で継続中の事業
3. 再評価実施後一定期間(直轄事業等は3年間)経過している事業等

■再評価の視点

第3回学識者懇談会にて審議

1. 事業の必要性等

- 事業を巡る社会経済の情勢等の変化
(災害発生時の状況、過去の災害実績、災害発生時の危険度、地域開発の状況等、地域の協力体制、関連事業との整合)
- 事業の投資効果
(費用対効果の結果、費用対効果分析手順、費用対効果の分析)
- 事業の進捗状況
(河川整備計画の主な事業、前回評価以降実施した主な改修事業、近年進めている事業)

2. 事業の進捗の見込み

3. コスト縮減や代替案立案等の可能性